

## 原子力立地給付金の交付について

電気料金の値上げなどに対する生活支援の観点から、幌延深地層研究センターを対象として交付される電源立地地域対策交付金の一部を給付金として交付しています。

**対象者**：令和3年10月1日現在で、幌延町の小売電気業者と電気受給契約のある方（一般家庭における従量電灯や時間帯別電灯の契約）

**交付金額**：電気契約一口あたり 8,100円

**交付方法**：電気料金振替口座への振り込みなど

**交付時期**：令和3年11月下旬以降

お問い合わせ先：企画政策課 企画政策グループ 電話 5-1114 告知端末機 5-8814

## 禁煙外来治療費助成についてのご案内

生活習慣病やがん予防を推進し健康の維持増進を図るため、また喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちを目指すため、禁煙にチャレンジする町民に対し、禁煙外来治療にかかった費用の一部を助成します。

### ●対象者（以下の条件全てに該当する方）

- ・幌延町国保診療所の禁煙外来治療を受診する方
- ・禁煙外来治療開始前に届出をし、禁煙外来治療過程を完了した方
- ・届出時から治療完了時まで、幌延町に住所を有する20歳以上の方
- ・禁煙外来治療について、町の助成を受けたことがない方
- ・町税および使用料、手数料などの滞納がない方

### ●助成額

- ・禁煙外来治療に要した経費（薬剤費を含む）の3分の1  
※10円未満は切り捨て  
※助成を受けられるのは1人につき1回限りとなります。

### ●その他

- ・禁煙治療の流れは「初回診察 ⇒ 2週間後再診 ⇒ 2週間後再診 ⇒ 4週間後再診 ⇒ 4週間後最終診察」となっており、基本的には12週間で5回の受診があります。（医師の指示により回数が増える場合があります）
- ・途中で治療を中断した場合は助成対象外となります。
- ・自己負担額は、3割負担の方で2万円程度、1割負担の方は7千円程度となります。

禁煙外来治療は事前に申請が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：保健福祉課 保健グループ 電話・告知端末機 5-1790



## 固定資産税の家屋に係る手続きなどについて

1. 固定資産税の家屋に係る手続きは、主に次の項目があります

### ①家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を担当課に提出してください。（後日、担当職員が現地確認を行います。）

### ②家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を担当課に提出してください。

※①、②について登記家屋の場合、滅失登記、所有権移転登記をすることで、家屋滅失届、家屋名義変更届の提出が不要となります。

### ③家屋を新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が伺いますので、完成後お早目にご連絡ください。

### 2. 固定資産の現況確認の実施について

地方税法の規定により、毎年10月から12月にかけて現況確認を行っております。

### 3. 留意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。一方で、1月2日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる場合があります。
- ・各種手続きなどについて、不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812